

表3：「広域専門指導員」という制度を知っているか？

(単位：件)

		よく知っている	知っている	聞いたことはある	初めて名前を聞いた	その他	合計
医療機関	20	2 (3.0%)	11 (16.4%)	13 (19.4%)	41 (61.2%)	0	67
	21	1 (2.2%)	2 (4.3%)	9 (19.6%)	33 (71.7%)	1 (2.2%)	46
官公庁	34 (14.8%)	73 (31.7%)	38 (16.5%)	84 (36.5%)	1 (0.4%)	230	
	23 (15.8%)	53 (36.3%)	28 (19.2%)	42 (28.8%)	0	146	
高齢者福祉施設	5 (1.6%)	24 (7.5%)	52 (16.4%)	237 (74.5%)	0	318	
	2 (0.5%)	31 (7.7%)	79 (19.7%)	289 (72.1%)	0	401	
児童福祉施設	2 (3.4%)	7 (12.1%)	13 (22.4%)	36 (62.1%)	0	58	
	5 (6.1%)	13 (15.9%)	18 (22.0%)	46 (56.1%)	0	82	
障害者福祉施設	46 (18.6%)	97 (39.3%)	41 (16.6%)	62 (25.1%)	1 (0.4%)	247	
	50 (19.7%)	96 (37.8%)	67 (26.4%)	41 (16.1%)	0	254	
当事者団体	3 (16.7%)	5 (27.8%)	5 (27.8%)	5 (27.8%)	0	18	
	5 (45.5%)	0	4 (36.4%)	2 (18.2%)	0	11	
保育教育機関	8 (1.5%)	56 (10.8%)	126 (24.3%)	329 (63.4%)	0	519	
	10 (2.0%)	59 (11.8%)	121 (24.2%)	311 (62.1%)	0	501	
その他	8 (12.9%)	21 (33.9%)	12 (19.4%)	21 (33.9%)	0	62	
	4 (6.9%)	23 (39.7%)	15 (25.9%)	16 (27.6%)	0	58	
未記入	21	0	1	2	10	0	13
合計		108 (7.1%)	294 (19.4%)	300 (19.7%)	815 (53.7%)	2 (0.1%)	1,519
		100 (6.6%)	278 (18.4%)	343 (22.7%)	790 (52.2%)	1 (0.1%)	1,512

21年度： $\chi^2(df=32)=457.2$, p<0.0001

表4：「広域専門指導員」へ連絡する方法を知っているか？

(単位：件)

		よく知っている	知っている	聞いたことはある	知らない	その他	合計
医療機関	20	3 (11.1%)	7 (25.9%)	6 (22.2%)	11 (40.7%)	0	27
	21	1 (8.3%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	6 (50.0%)	0	12
官公庁	36 (25.0%)	62 (43.1%)	19 (13.2%)	27 (18.8%)	0	144	
	26 (24.8%)	44 (41.9%)	9 (8.6%)	26 (24.8%)	0	105	
高齢者福祉施設	5 (6.0%)	15 (17.9%)	17 (20.2%)	47 (56.0%)	0	84	
	3 (2.5%)	25 (21.2%)	35 (29.7%)	55 (46.6%)	0	118	
児童福祉施設	2 (8.3%)	11 (45.8%)	5 (20.8%)	6 (25.0%)	0	24	
	4 (10.8%)	16 (43.2%)	8 (21.6%)	9 (24.3%)	0	37	
障害者福祉施設	42 (23.0%)	80 (43.7%)	25 (13.7%)	36 (19.7%)	0	183	
	47 (22.0%)	76 (35.5%)	42 (19.6%)	49 (22.9%)	0	214	
当事者団体	3 (23.1%)	5 (38.5%)	1 (7.7%)	4 (30.8%)	0	13	
	5 (55.6%)	0	1 (11.1%)	3 (33.3%)	0	9	
保育教育機関	6 (3.1%)	46 (23.8%)	40 (20.7%)	99 (51.3%)	2 (1.0%)	193	
	12 (6.0%)	47 (23.6%)	35 (17.6%)	105 (52.8%)	0	199	
その他	8 (18.6%)	21 (48.8%)	5 (11.6%)	9 (20.9%)	0	43	
	4 (9.5%)	16 (38.1%)	6 (14.3%)	16 (38.1%)	0	42	
未記入	21	0	0	1	2	0	3
合計		105 (14.8%)	247 (34.7%)	118 (16.6%)	239 (33.6%)	2 (0.3%)	711
		102 (13.8%)	226 (30.6%)	140 (18.9%)	271 (36.7%)	0	739

21年度： $\chi^2(df=24)=121.8$, p<0.0001

表 5：「地域相談員」という制度を知っているか？

(単位：件)

		よく知っている	知っている	聞いたことはある	初めて名前を聞いた	その他	合計
医療機関	20	2 (3.0%)	11 (16.7%)	13 (19.7%)	40 (60.6%)	0	66
	21	0	3 (7.0%)	12 (27.9%)	28 (65.1%)	0	43
官公庁	30 (13.0%)	67 (29.1%)	43 (18.7%)	89 (38.7%)	1 (0.4%)	230	
	21 (14.9%)	44 (31.2%)	29 (20.6%)	47 (33.3%)	0	141	
高齢者福祉施設	5 (1.6%)	31 (10.1%)	60 (19.6%)	210 (68.6%)	0	306	
	3 (0.8%)	32 (8.1%)	97 (24.7%)	261 (66.4%)	0	393	
児童福祉施設	2 (3.4%)	9 (15.3%)	9 (15.3%)	39 (66.1%)	0	59	
	2 (2.5%)	14 (17.7%)	23 (29.1%)	39 (49.4%)	1 (1.3%)	79	
障害者福祉施設	40 (16.6%)	86 (35.7%)	49 (20.3%)	65 (27.0%)	1 (0.4%)	241	
	43 (17.5%)	90 (36.6%)	63 (25.6%)	50 (20.3%)	0	246	
当事者団体	2 (13.3%)	3 (20.0%)	5 (33.3%)	5 (33.3%)	0	15	
	3 (33.3%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	0	9	
保育教育機関	7 (1.4%)	54 (10.8%)	137 (27.5%)	299 (60.0%)	1 (0.2%)	498	
	5 (1.0%)	63 (13.0%)	125 (25.8%)	292 (60.2%)	0	485	
その他	6 (10.0%)	17 (28.3%)	16 (26.7%)	21 (35.0%)	0	60	
	4 (7.1%)	18 (32.1%)	18 (32.1%)	16 (28.6%)	0	56	
未記入	21	1	0	4	8	0	13
	合計	94 (6.4%)	278 (18.8%)	332 (22.5%)	768 (52.1%)	3 (0.2%)	1,475
		82 (5.6%)	267 (18.2%)	373 (25.5%)	742 (50.6%)	1 (0.1%)	1,465

21 年度 : $\chi^2(df=32)=346.9$, p<0.0001

表 6：「地域相談員」へ連絡する方法を知っているか？

(単位：件)

		よく知っている	知っている	聞いたことはある	知らない	その他	合計
医療機関	20	3 (11.5%)	6 (23.1%)	4 (15.4%)	13 (50.0%)	0	26
	21	0	4 (26.7%)	6 (40.0%)	5 (33.3%)	0	15
官公庁	29 (20.7%)	45 (32.1%)	23 (16.4%)	42 (30.0%)	1 (0.7%)	140	
	19 (19.8%)	42 (43.8%)	10 (10.4%)	25 (26.0%)	0	96	
高齢者福祉施設	2 (2.0%)	28 (28.3%)	21 (21.2%)	48 (48.5%)	0	99	
	3 (2.2%)	29 (21.3%)	39 (28.7%)	64 (47.1%)	1 (0.7%)	136	
児童福祉施設	0	8 (40.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	0	20	
	2 (5.0%)	10 (25.0%)	10 (25.0%)	18 (45.0%)	0	40	
障害者福祉施設	34 (19.8%)	68 (39.5%)	26 (15.1%)	42 (24.4%)	2 (1.2%)	172	
	35 (17.9%)	74 (37.9%)	40 (20.5%)	45 (23.1%)	1 (0.5%)	195	
当事者団体	2 (18.2%)	4 (36.4%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)	0	11	
	5 (62.5%)	0	0	3 (37.5%)	0	8	
保育教育機関	7 (3.5%)	48 (24.0%)	43 (21.5%)	102 (51.0%)	0	200	
	7 (3.5%)	49 (24.4%)	35 (17.4%)	110 (54.7%)	0	201	
その他	7 (17.5%)	15 (37.5%)	8 (20.0%)	10 (25.0%)	0	40	
	4 (10.0%)	14 (35.0%)	6 (15.0%)	16 (40.0%)	0	40	
未記入	21	21	1	1	3	0	5
	合計	84 (11.9%)	222 (31.4%)	132 (18.6%)	267 (37.7%)	3 (0.4%)	708
		75 (10.2%)	223 (30.3%)	147 (20.0%)	289 (39.3%)	2 (0.3%)	736

21 年度 : $\chi^2(df=32)=132.0$, p<0.0001

表7：条例の比較

年および動き	千葉県障害者条例	北海道障がい者条例	国連権利条約 ^a	
			平成19年7月1日施行	2008(平成20)年5月3日発効
障害の定義	① 障害者基本法に規定する身体障害知的障害若しくは精神障害 ② 発達障害者支援法に規定する発達障害 ③ 高次脳機能障害があることにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態	心身の状態が疾病、傷害その他の事情に伴い、その時に社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、日常生活又は社会生活において継続的に相当な制限を受けた状態	長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害のある人 機能障害は、種々のバリアと相互に作用することにより、機能障害のある人が他者との平等を基礎として、社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある	
差別の定義	① 不利益取扱いをすること ② 障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むためには社会的な配慮に基づく措置を行わないこと	※条例には明記されず別途定めることとされている。条文では合理的配慮、差別、不利益な扱い、差別の語が並列されており、差別は上位概念となっていない。	① 障害にに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的そのほかのいかなる分野においても、他者との平等を基礎として全ての人権および基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するものの ② 合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別	
義務【自治体】	(県) ① 障害のある人に対する理解を広げる ② 差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定、実施 ③ 市町村と連携 ④ 市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努める義務	(道) ① 地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する義務 ② 市町村との緊密な連携 ③ 市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努める義務 ④ 市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じる義務	(締結国) 一般的義務として ① 障害にに基づくいかなる種類の差別もない、 ② 基本的自由の完全な実現を確保、促進 ③ 自国における利用可能な手段(資源)の最大限の範囲内で、又、必要な場合には国際協力の枠内で措置	

<p>置を講じるよう努める義務</p> <p>【障害当事者を含む】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置 施策に必要な人材を養成 その他 必要な財政上の措置を講じるよう努める ①障害及び障害者に対する理解を深める ②暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努める (道および道民) ③権利擁護に配慮する義務 ④合理的配慮に努める ⑤差別や不利益な扱いの禁止 (道および関係者) ⑥情報の保護に留意する ⑦相互に連携 ⑧その責任と能力に応じて暮らしがやすい地域づくりを推進するために、障害者が必要とする情報の提供に努める <p>(市町村) 暮らしさを解消するための調整委員会の設置</p>	<p>③ 条約を実施するための法令および施策を策定し及び実施するに当たり、ならびに障害のある人と関連する問題についての他の意思決定過程において、障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人と緊密に協議し、かつ、障害のある人を積極的に開与させる</p> <p>④ 条約が締結国において認められている権利もしくは自由を認めていないこと又はその認められる範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し又は逸脱してはならない</p> <p>⑤ いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用など</p> <p>* 条例には明記されず別途定めることとされている。 ※ 「保健・福祉及び教育との連携」として教育機関での取り組みについて道が配慮すること、医療とリハビリテーションの確保について道が努めることとして健康、ハビリテーションおよびリハビリテーションの条項において保健サービスとして詳述されている。</p>
<p>差別の範囲・内容</p> <p>【福祉サービス】</p>	<p>① 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること</p> <p>② 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な扱いをすること</p>	

【医療】	<p>(道の努力義務)</p> <p>① 必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努める義務</p> <p>② 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることと強い、又は隔離すること</p> <p>③ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることと強い、又は隔離すること</p>	<p>(道の努力義務)</p> <p>① 自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努める義務</p> <p>※利用者・消費者による行為ではなく企業の取り組みとして言及してあり、商行為・サービスの提供、労働者の雇用を含むと解することができます。</p>	<p>(道の努力義務)</p> <p>① 企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力をにより、必要な施策を講じる義務</p> <p>・ 障害者の希望と適性に応じ、障害者が雇用契約に基づき就労することが可能となること</p> <p>・ 福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上</p> <p>・ その他必要な環境が整備されること</p> <p>② 就労支援推進計画を策定する義務（計画の策定に当たっては、あらかじめ、北海道障害者就労支援推進委員会の意見を聴かなければならない）</p> <p>③ 道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的</p>	
【商品・サービス】	<p>(道の責務)</p> <p>① 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをする</p>	<p>(道の責務)</p> <p>① 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをする</p>	<p>(道の責務)</p> <p>① 労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を</p>	
【雇用】	<p>(道の責務)</p> <p>① 労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を</p>		<p>(道の責務)</p> <p>① 労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を</p>	

遂行する他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをする本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること

(③)

就労関係事業所及び知事による認証を得した事業者に対し配慮するよう努める
(道と使用者の責務)

- ① 障害者雇用率の達成はもとより、一層の障害者雇用の促進に努める義務
- ② 前項以外の者は、事業内容などを勘査して、障害者の雇用促進に努める
- ③ 障害を理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努める義務
(知事の取り組み)

- ① 障害者の就労支援を行う事業者に対する認証を行う
- ② 事業者による認証の取得を促進するための措置

- ・ 講じる
 - ・ 低利の融資
 - ・ 人材上の憂遇
 - ・ その他
- (道の配慮義務)
- ① 障害児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようすること
 - ② 障害児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようになります、障害児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること
 - ③ 学校教育及び社会教育など生涯学習の場におけること
 - ④ 教育及び関係機関の努力

【教育】

あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度および生涯学習を確保する

- ① 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと
 - ② 本人若しくはその保護者の意見を聽かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること
- (道の教育機関の努力)
- ② 項の教育機関の取組の推進を図るため、道及

		物理的環境、輸送機関、情報通信ならびに公衆に開かれ又は提供される他の施設およびサービスにアクセスすることを確保する	表現および意見の自由についての権利を行なうことができるることを確保する
【建物・公共交通機関】	① 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること ② 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること	※商品・サービスの項に記した通り、企業の取り組みとして言及してあり障害者の生活の場としての不動産の取引を含むと解することは思料される。	① 障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の不利益な取扱いをすること ② 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときには、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の不利益な取扱いをすること
【不動産取引】	障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること	※商品・サービスの項に記した通り、企業の取り組みとして言及してあり障害者の生活の場としての不動産の取引を含むと解することは思料される。	① 障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の不利益な取扱いをすること ② 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときには、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の不利益な取扱いをすること
【情報の提供】			

<p>【選挙権の行使】</p> <p>【行政手続き】</p> <p>【文化的な生活】</p>	<p>政治的権利の享受および権利を行使する機会を保障</p> <p>法律の前における平等な承認、司法へのアクセスの確保として詳述</p> <p>自己およびその家族の適切な生活水準についての、ならびに生活条件の不斬の改善についての権利を認め、権利を実現することを保障しおよび促進する</p>	<p>文化的な生活に参加する権利を認める</p> <p>搾取、暴力および虐待と併記</p>	<p>身体的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ 放任 ④ 心理的虐待 ⑤ 財産の搾取 <p>地域づくり委員会の設置</p>	<p>障害のある人の権利に関する委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発効時は 12 人の専門家で構成し、最大 18 人 ・地理、文明、法体系、性別などの条件に加え、障害のある専門家が参加することを考慮
<p>虐待の定義</p> <p>解決のための仕組み 【調整】</p> <p>【構成】</p>	<p>① 身体的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 性的虐待 ③ 放任 ④ 心理的虐待 ⑤ 財産の搾取 <p>調整委員会の設置</p> <p>推進会議の設置</p> <p>(調整委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 人以内 ・ 障害のある人 ・ 県議会議員 ・ 福祉、医療、雇用、教育、法律その他の障害のある人にに対する差別の解消について専門的な知識を有する者 	<p>地域づくり委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 人以内 ・ 知事の委嘱 ・ 障害者 ・ 地域住民 ・ 学識経験者 ・ 関係行政機関の職員 	<p>(地域づくり委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 人以内 ・ 知事の委嘱 ・ 障害者 ・ 地域住民 ・ 学識経験者 ・ 関係行政機関の職員 	<p>知事による地域づくり推進員の委嘱</p> <p>調査、指導、勧告、公表</p>
<p>【相談員】</p> <p>【調整の方 法】</p> <p>【罰則】</p>	<p>広域専門指導員の委嘱</p> <p>相談、調査、助言、斡旋、勧告、訴訟の援助、表彰、情報の提供</p> <p>相談員等が情報の守秘義務に違反</p>	<p>障害者の「著しい暮らしさの原因となる者」に</p>	<p>障害者の「著しい暮らしさの原因となる者」に</p>	<p>障害者の「著しい暮らしさの原因となる者」に</p>

	<p>した場合、一年以下の懲役又は五 十万円以下の罰金</p> <p>※差別的な行為を行なつたことに 対する罰則は規定されていない い。</p>	<p>について、知事による改善の勧告に従わなかつた場合 に勧告内容の公表</p> <p>※「著しい暮らしづらさ」は必ずしも差別とは限ら ない。また、「原因となる者」であつて、行為を 行なつたことに対するものではない。</p>
【その他】	<p>推進会議を設置し分野別会議を置 く</p> <p>(推進会議)</p> <p>座長：知事 (分野別会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス、医療及び情報の 提供等の分野 ・商品及びサービスの提供の分野 ・労働者の雇用の分野 ・教育の分野 ・建物等及び公共交通機関並びに 不動産の取引の分野 	<p>地域づくり推進本部の設置 (地域づくり推進本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長：知事、副本部長：副知事 ・本部員：学識経験者、関係行政機関の職員等 学識経験者を部会員とする調査部会の設置

a：「川島＝長瀬仮訳」¹³⁾より、抜粋し一部を要約

※：著者の見解による

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
<堀口寿広>							
堀口寿広		秋山千枝子, 堀口寿広	スクールカウンセリングマニュアルー特別支援教育時代に—第2版	日本小児医事出版社	東京	2009	
堀口寿広		小枝達也監修, 秋山千枝子, 橋本創一, 堀口寿広	「育てにくさ」に寄り添う支援マニュアルー子どもの育てにくさに困った親をどうサポートするべきか	診断と治療社	東京	2009	
<高梨憲司>							
高梨憲司	視覚障害がある場合のコミュニケーション支援とは	秋山千枝子, 堀口寿広	スクールカウンセリングマニュアルー特別支援教育時代に—第2版	日本小児医事出版社	東京	2009	152-153
高梨憲司	目の見えない人のコミュニケーション	小原真理子	演習で学ぶ 災害看護	南山堂	東京	2010	35-43

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
<堀口寿広>					
堀口寿広 ，昆 かおり，石田 絢子	小児科診療所から見た児童精神 科との連携	臨床精神医学	38(9)	1263-1269	2009
<高梨憲司>					
高梨憲司	望まれる地域社会づくりと障害 者の役割	ノーマライ ゼーション： 障害者の福 祉	29(5)	31-33	2009
高梨憲司，山田 昭義，松永朗，野 村茂樹，中西由起 子	障害者差別禁止条例作りの取り 組みと展望	ノーマライ ゼーション： 障害者の福 祉	29(11)	10-25	2009

IV. 研究成果の刊行物・別刷

スクール カウンセリング マニュアル

特別支援教育時代に

監修 秋山千枝子 堀口寿広

日本小児医事出版社

「育てにくさ」に寄り添う 支援マニュアル

子どもの育てにくさに困った親をどうサポートするべきか

監修 小枝達也 烏取大学地域学部地域教育学科、鳥取大学附属小学校

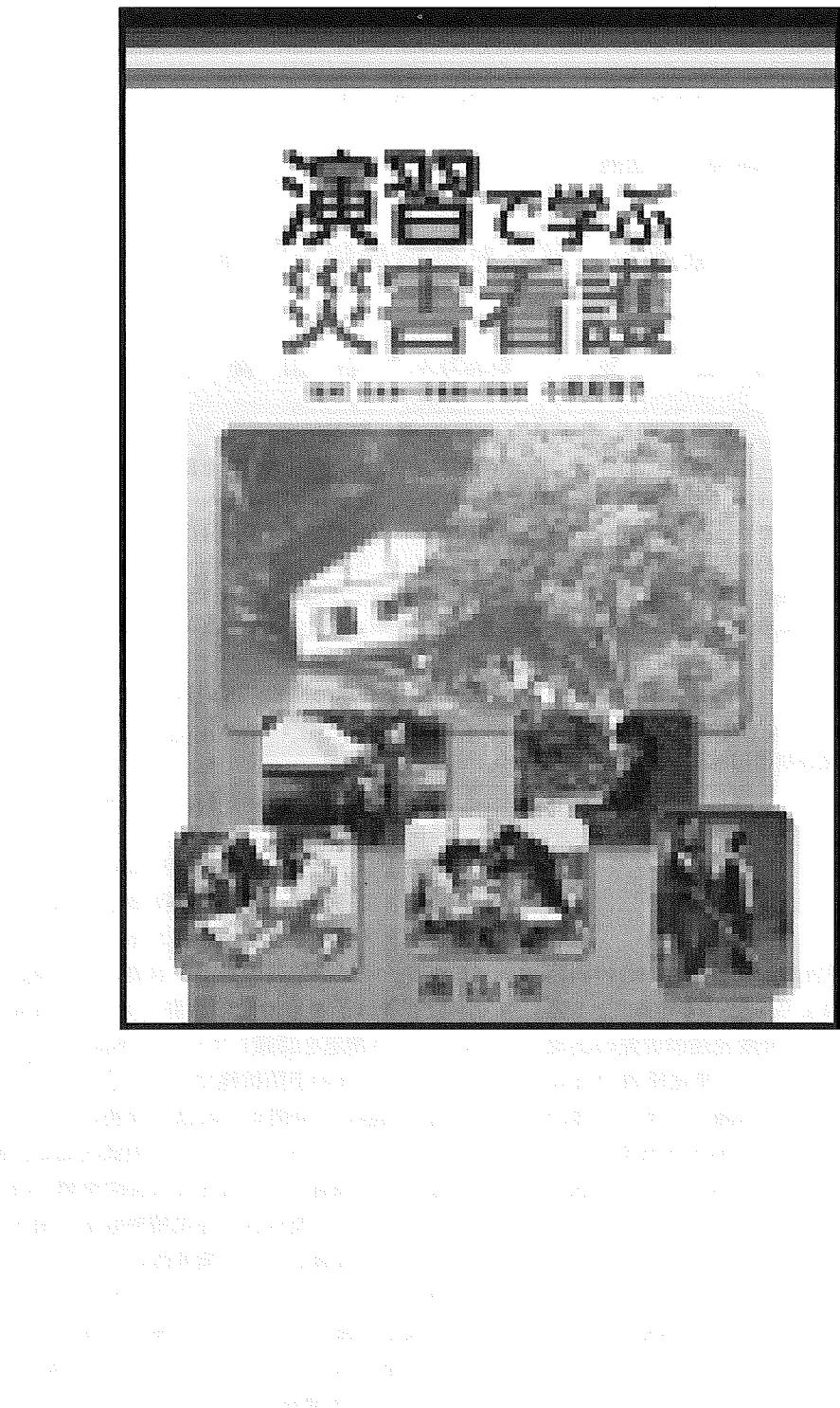
編集 秋山千枝子 あきやま子どもクリニック

橋本創一 東京学芸大学教育実践研究支援センター

堀口寿広 国立精神・神経センター精神保健研究所社会精神保健部



 診断と治療社



特集◆精神科と他科・他職種との連携……………小児医療

小児科診療所から見た児童精神科との連携

堀 口 寿 広¹⁾ 昆 かおり²⁾ 石 田 紗 子²⁾

抄録：小児科診療所内に開設した「子ども相談室」の利用者218人のうち、児童精神科との連携のあった事例63人を検討した。児童精神科からの正式な紹介事例はなかったが、通院中に受診する例や受診歴のある例があった。相談室から児童精神科への紹介は、多くの例で継続的な治療の要請として実施した。具体的な4事例を提示した。地域の一次的な相談の窓口として機能する「子ども相談室」が児童精神科と連携することで、セカンドオピニオンの提供や中断事例のフォローの機会を得ることができ、より広く利用者ニーズに対応することが可能になると考える。

臨床精神医学38 : 1263 ~ 1269

Key words :児童精神科(pediatric psychiatry), 小児科(pediatrics), 相談(counseling), 発達障害(developmental disabilities)

(2009年8月27日受理)

1 はじめに

近年になり、発達障害および子どもの心の問題への社会的な関心は高まりを見せている^{1,2)}。5歳児健診に基づく調査²⁾で、軽度発達障害児の出現頻度は8～9%とされている。「発達障害ではないか」という心配で受診する保護者もあり、専門の医療機関では新規の患者は予約がとれず、日々成長する子どもに早期の対応が容易ではない状況がある^{3,4)}。

日本小児科医会が開始した子どもの心相談医は、現在1,000名を超える認定を行っている。日本小児神経学会では約1,000名の専門医を認定し勤務先を学会ホームページで公開している。厚生労働省は平成17年～19年にかけ「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」での検討⁵⁾を経て、日本小児科医会などと「子どもの心の診療医研修会」を主催している。地域の身近な小児科医が発

達障害および子どもの心の問題に取り組み始めたということであり、今後精神科医療と連携する機会はますます多くなると推察される。

しかし、主に小児科の医師を対象とした調査¹⁾で、回答者は子どもの心の診療に対して「時間がない」という課題を認識している。実際のところ、インフルエンザの予防接種でごった返している中で医師が相談に1時間かけられ、診療の流れは変わってしまう。一方、子どもの心相談医認定医師を対象とした調査⁶⁾で、回答者は診療報酬の改善を求めていた。小児科医は通院精神療法を請求できないなどの特徴があり、開業医にとっては採算性を無視することができない²⁾。小児科において心の診療を実施することは、診療に時間がかかることが障壁となって新規に始めることが難しく、始めてみると医療経営的には芳しくないということである。日本児童青年精神医学会の認定医が100名余という状況¹³⁾の中、小児科において効果的な診療体制を構築することは、今後双方にとって

Collaborations with pediatric psychiatrists from the viewpoint of pediatricians

¹⁾ Horiguchi Toshihiro 国立精神・神経センター精神保健研究所社会精神保健部 [〒187-8553 小平市小川東町4-1-1]

²⁾ Kon Kaori, Ishida Ayako 医療法人社団皆春堂かおり小児科

望まれる地域社会づくりと障害者の役割

高梨憲司

現在、わが国では国連の障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が検討されているが、それに先立ち、千葉県では2006年10月、全国初の障害者差別禁止条例ともいべき「障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定された。この

条例は「健康福祉千葉方式」という官民協働の条例案づくりの取り組みから生まれたものだが、その議論の過程で、望まれる地域社会づくりのために障害の有無や障害の種別を越えた県民一人ひとりの役割について多くの示唆を得た。以下にその一部を紹介する。

（2）条例の構成と特色
前文および5章36条からなり、福祉サービスや医療、教育等、8分野にわたる各分野ごとに差別を定義し、差別行為に対してあくまでも話し合いによる解決を目指している。そのため、罰則規定を設けず、合理的な配慮を行うことが過重な負担と認められる場合に適用除外としている。また、条例の理念実現のために、「個別事案解決の仕組み」「誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み」「障害のある人に優し

域で暮らす」を掲げ、それを可能とす

る地域社会づくりのために、2004年、「第三次千葉県障害者計画」の中で「国に障害者差別禁止法の制定を働きかけるとともに、千葉県独自の条例制定を検討する」ことを明記した。

2004年9月、「差別とは何か」を考える場合、悲しい思いをしてきた当事者の経験を出発点にすべきとの考え方から、県が「差別に当たると思われる事例」を募集、日常生活の広範な分野にわたる800余の事例が寄せられた。そこで、2005年1月、差別の解消に向けた具体的な検討を行うため、公募による29人の委員からなる「障害者差別をなくすための研究会」を設置して、事例の分析、差別や障害者の定義の検討、県内各地でのタウンミーティングの開催、関係機関や団体に対するヒヤリングを実施する等、条例案づく

障害種別を超えた地域交流・支援

1 千葉県における条例制定の歩み

(1) 背景と経過

千葉県では新たな地域福祉像として、千葉県地域福祉支援計画において「誰もが、ありのままに、その人らしく地

域で暮らす」を掲げ、それを可能とする地域社会づくりのために、2004年、「第三次千葉県障害者計画」の中で「国に障害者差別禁止法の制定を働きかけるとともに、千葉県独自の条例制定を検討する」ことを明記した。

2004年9月、「差別とは何か」を考える場合、悲しい思いをしてきた当事者の経験を出発点にすべきとの考え方から、県が「差別に当たると思われる事例」を募集、日常生活の広範な分野にわたる800余の事例が寄せられた。そこで、2005年1月、差別の解消に向けた具体的な検討を行うため、公募による29人の委員からなる「障害者差別をなくすための研究会」を設置して、事例の分析、差別や障害者の定義の検討、県内各地でのタウンミーティングの開催、関係機関や団体に対するヒヤリングを実施する等、条例案づく

座談会

障害者差別禁止条例作りの取り組みと展望

高梨憲司
(社会福祉法人愛光視覚障害者支援事業部
長、元障害者差別をなくすための研究会副
座長)

山田昭義
(社会福祉法人AJO自立の家常務理事)

松永朗
(財団法人熊本県ろう者福祉協会常務理事、
障害者差別禁止条例をつくる会)



平成 21 年度
厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

地域相談ネットワークによる障害者の権利擁護の可能性

発 行：平成 22（2010）年 3 月
発行所：国立精神・神経センター
(東京都小平市小川東町 4-1-1)
電話：042-341-2711（代） ファクシミリ：042-346-1944（代）
発行者：堀口寿広

印刷：(株) 東京アート印刷所